

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 規 則

- 秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則（第30号）…………… 2

### 上下水道局管理規程

- 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程（第2号）…………… 2

### 告 示

- 許可地縁団体の告示事項の変更について（第167号）…………… 2
- 市議会定例会の招集について（第168号）…………… 2
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第169号）…………… 2
- 秋田市子ども広場における子ども広場託児コーナー使用料の徴収事務の委託について（第170号）…………… 2
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第171号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第172号）…………… 3
- 固定資産税納税通知書の公示送達について（第173号）…………… 3
- 軽自動車税納税通知書の公示送達について（第174号）…………… 3
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第175号）…………… 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第176号）…………… 3
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第177号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第178号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第179号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第180号）…………… 4
- 秋田市下新城地区に発令した避難勧告の解除について（第181号）…………… 4
- 秋田市雄和碓田地区に発令した避難勧告の解除について（第182号）…………… 4
- 秋田市雄和地区に発令した避難勧告の解除について（第183号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第184号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第185号）…………… 5
- 地縁による団体の認可について（第186号）…………… 5

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 6

### 選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第50号）…………… 6
- 投票区の変更について（第51号）…………… 6

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第10号）…………… 6

### 監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第2号）…………… 6

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第20号）…………… 6
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第21号）…………… 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第22号）…………… 7
- 指定給水装置工事業者の指定について（第23号）…………… 7
- 指定排水設備工事業者の指定について（第24号）…………… 7
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第25号）…………… 7
- 指定排水設備工事業者の指定について（第26号）…………… 7

### 公 告

- 一般競争入札の執行について…………… 7
- 建築基準法による位置を指定した道路の廃止について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 日本脳炎の予防接種について……………10
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数について……………10
- 秋田市個人情報保護条例による運用状況の公表について……………10
- 秋田市情報公開条例による運用状況の公表について……………10
- 公募型プロポーザル・コンペティションの実施について……………11
- 入札参加希望者の公募について……………12
- 秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペの実施について……………12
- 建築基準法による道路の位置の指定について……………13
- 平成23年度ポリオ予防接種の実施について……………13
- 秋田市立雄和中学校増改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について……………14
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について……………15
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成22年度事業経営状況について……………15

- 開発行為に関する工事の完了について……………16
- 農用地利用集積計画の策定について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 財政報告書の公表について……………17

**上下水道局公告**

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………17
- 入札参加希望者の公募について……………17
- 一般競争入札の執行について……………18
- 入札参加希望者の公募について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………20
- 一般競争入札の執行について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………23

**規 則**

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月3日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第30号**

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則（平成22年秋田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**上下水道局管理規程**

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年6月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

**秋田市上下水道局管理規程第2号**

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「社団法人日本下水道協会秋田県支部」を「秋田県下水道協会」に改める。

様式第8号中「日本下水道協会秋田県支部」を「秋田県下水道協会」に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

**告 示**

**秋田市告示第167号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
寺沢自治会
- 2 認可年月日  
平成19年5月10日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 堀 井 廣 陸  
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地  
変更後 鈴 木 寿  
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11
- 4 変更年月日  
平成23年3月20日
- 5 役員理由  
役員改選による。

**秋田市告示第168号**

平成23年6月13日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成23年6月6日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第169号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度第9期および第10期国民健康保険税督促状

**秋田市告示第170号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場託児コーナー使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月7日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名  
秋田市中通二丁目1番41号  
特定非営利活動法人子育て応援Seed  
理事長 山 崎 純

秋田市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
川 原 医 院	秋田市手形字山崎194番地 1	平成23年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
川 原 医 院	秋田市手形字山崎194番地 1	平成23年 3月31日

秋田市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
サポ-ト彩り 合 同 会 社	秋田市御野場新町二丁目2 番11号	平成23年 5月1日
秋田市八橋老人 デ-イサービス セ-ンター	秋田市八橋南一丁目8番2 号	平成23年 4月1日
小規模多機能 居宅介護事業所 あ-りがとう	秋田市浜田字後谷地9番2 号	平成23年 5月16日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田市八橋老人 デ-イサービス セ-ンター	秋田市八橋南一丁目8番2 号	平成23年 3月31日

秋田市告示第173号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第174号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第175号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第176号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
小泉 洸	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
高橋 悦	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
今井一博	秋田大学医学部附属病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

辻 正博	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
三浦邦夫	御野場病院	内科	肢体不自由
工藤大輔	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由

## 秋田市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月14日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
秋田市中通二丁目1番22号  
仲小路振興会  
会長 新 開 仁

## 秋田市告示第178号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
  - 放置されていた場所および台数
    - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台
    - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
    - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
  - 撤去し、保管した年月日  
平成23年5月1日から同月31日まで
  - 返還を行う時間および場所
    - 時間 午前10時から午後7時まで
    - 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成23年7月5日から平成24年1月5日まで
- 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

## 秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称  
神ヶ村自治会
- 認可年月日  
平成5年4月1日
- 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐 藤 剛  
秋田市雄和神ヶ村字助ノ沢96番地  
変更後 佐々木 慎 也  
秋田市雄和神ヶ村字上開92番地
- 変更年月日  
平成23年1月22日
- 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第180号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成23年度介護保険料納入通知書  
平成23年度介護保険料督促状

## 秋田市告示第181号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成23年6月24日午前5時40分に秋田市下新城地区に発令した避難勧告を、同日午後3時30分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月24日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数  
秋田市下新城笠岡字堰根地区  
秋田市下新城岩城字下向地区  
岩城字上向地区  
岩城字右馬之丞地区  
岩城字槻ノ木地区 合計164世帯

## 秋田市告示第182号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定

に基づき、平成23年6月24日午前7時40分に秋田市雄和碓田地区に発令した避難勧告を、同月25日午前11時15分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月25日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市雄和碓田地区 46世帯

秋田市告示第183号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成23年6月24日午後5時30分に秋田市雄和地区に発令した避難勧告を、同月25日午前11時15分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月25日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市雄和女米木字川崎地区 17世帯

秋田市下浜檜田字上野

雄和下黒瀬字野中

雄和下黒瀬字町屋敷

雄和下黒瀬字白根沢

雄和平沢字蟹沢

雄和平沢字舟津田

雄和平沢字袖又

雄和平沢字金沢

雄和平沢字大部

雄和平沢字田中

雄和平沢字小深田

雄和平沢字大面

雄和平沢字中嶋

雄和石田

雄和妙法 340世帯

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

上通町町内会

2 認可年月日

平成8年3月5日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 野 口 周治郎

秋田市大町一丁目2番23号

変更後 加茂谷 仁

秋田市保戸野通町3番26号

4 変更年月日

平成23年6月10日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第185号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規

定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年6月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

開設者 名 称	変更事項（医療機関の名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
イオンリ テール株 式会社	ジャスコ御所野 店薬局	イオン薬局御所 野店	平成23年 3月1日

秋田市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

平尾鳥自治会

2 規約に定める目的

本会は、解散した特例民法法人雄和平尾鳥援護会の事業を承継し、地域福祉の増進を図り、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(1) 地域住民の福祉厚生および生活改善に関すること。

(2) 地域住民の文化向上に関すること。

(3) 地域の環境美化、環境整備および住民の生活向上に関すること。

(4) 集会施設および財産管理に関すること。

(5) その他目的を達成するために必要なこと。

3 区域

本会は、秋田市雄和平尾鳥字を区域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田県秋田市雄和平尾鳥字田向159番地1に置く。

5 代表者の氏名及び住所

酒 井 俊 一

秋田市雄和平尾鳥字中田63番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成23年6月30日

10 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由

(1) 規約に定める資産（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(2) 規約に定める資産（余剰金の分配）

剰余金の分配は、これを行わない。

- 11 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量当該財産を保有していない。

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第9号

平成23年6月30日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年6月27日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成23年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 50分の1の数 5,350人  
2 3分の1の数 89,153人

### 秋市選管告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年6月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

投票区名	区 域
秋田市第97投票区 (神内公民館)	河辺和田字鴨沢を加える。

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第10号

平成23年6月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年6月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（4件）  
2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）  
3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）  
4 農用地利用集積計画（平成23年度第3号）に関する件

- 5 運営委員・農地等保全委員・農政専門委員の選任に関する件

## 監 査 委 告 示

### 秋田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成23年6月15日

秋田市監査委員 福 原 秀 就

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 花 田 清 美

秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所  
秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号  
河野 隆 治  
千葉県市川市国府台五丁目24番14号  
川口 明 浩  
東京都荒川区荒川一丁目7番6号  
木 下 哲
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成23年6月23日から平成24年3月31日まで

## 上 下 水 道 局 告 示

### 秋田市上下水道局告示第20号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
リペアクア	打矢 寿嘉	秋田市牛島東六丁目3番28号

- 2 指定年月日

平成23年6月9日

### 秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年6月14日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
合 資 会 社 鈴 木 工 務 店	鈴木 優	秋田市茨島二丁目 8 番11号

2 廃止年月日

平成23年 5月31日

秋田市上下水道局告示第22号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成23年 6月14日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
合 資 会 社 鈴 木 工 務 店	鈴木 優	秋田市茨島二丁目 8 番11号

2 廃止年月日

平成23年 5月31日

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成23年 6月14日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
保 坂 設 備 工 業	保坂 末昭	秋田市雄和椿川字石坂上 32番地45

2 指定年月日

平成23年 6月13日

秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成23年 6月14日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
保 坂 設 備 工 業	保坂 末昭	秋田市雄和椿川字石坂上 32番地45

2 指定年月日

平成23年 6月13日

秋田市上下水道局告示第25号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6月15日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成23年 6月30日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域

別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

7 縦覧の期間

平成23年 6月16日から同月29日まで（土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第26号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成23年 6月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
東 興 施 設 工 業 有 限 会 社	藤原 雄治	秋田市土崎港中央一丁目 2 番17号

2 指定年月日

平成23年 6月17日

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成23年 6月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市飯島新町一丁目679番	宅 地	215.49㎡	7,046,523円

2	秋田市飯島新町一丁目680番	宅 地	210.52㎡	7,094,524円
3	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番6	原 野	332.65㎡	3,625,885円
4	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番7	原 野	328.44㎡	3,481,464円
5	秋田市雄和妙法字糠塚43番13	宅 地	275.48㎡	1,845,716円
6	秋田市雄和妙法字糠塚43番14	宅 地	275.52㎡	1,377,600円
7	秋田市雄和妙法字糠塚43番19	宅 地	275.95㎡	1,407,345円
8	秋田市雄和妙法字糠塚43番20	宅 地	275.89㎡	1,848,463円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成23年6月24日(金) 午前10時  
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、該当売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島新町一丁目679番、680番  
日 時 平成23年6月17日(金)午前10時から午前11時まで  
集合場所 現地
- (2) 秋田市雄和椿川字長者屋敷1番6、1番7

日 時 平成23年6月17日(金)午前10時から午前11時まで  
集合場所 現地

- (3) 秋田市雄和妙法字糠塚43番13、43番14、43番19、43番20  
日 時 平成23年6月17日(金)午前10時から午前11時まで  
集合場所 現地

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和54年2月5日付け指定番号第46号で位置を指定した道路を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成23年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市八橋イサノ一丁目3番24号  
申 俊 彦
- 2 道路位置の廃止箇所  
秋田市八橋イサノ一丁目194番4、194番6、194番8、194番9、194番11、194番12および195番2の内
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 53.70メートル
- 5 廃止年月日および番号  
平成23年6月6日 廃止番号 第2号

秋田市公告

入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項  
入札に付する業務は、次のとおりである。  
(1) 件 名 管理棟外壁および高所窓ガラス洗浄  
(2) 履行期間 平成23年6月下旬から7月上旬まで  
(3) 入札参加要件  
ア 秋田市の庁舎清掃業者登録名簿（名簿の有効期間：平成23年9月30日まで）の登録業種番号1および8のいずれかに登録されている者  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
ウ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項  
(1) 入札の日時 平成23年6月21日(火) 午前11時  
(2) 入札の場所 秋田市大町三丁目3番21号  
秋田市立赤れんが郷土館 研修室  
(3) 入札保証金 免除  
(4) 契 約 日 落札が決定した日から平成23年6月27日(月)までの間に行う。  
(5) 注 意 事 項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載



すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月14日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年6月8日(水)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館

ウ 申請用紙 秋田市立赤れんが郷土館のホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年6月17日(金)までにFAX等で行う。

### 5 設計書および実施要領の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成23年6月8日(水)から同月14日(火)までとする。

(2) 配布について 秋田市立赤れんが郷土館のホームページから入手すること。

### 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立赤れんが郷土館

電話 018-864-6851

### 秋田市公告

次のとおり単価契約に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年6月10日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

(1) 件 名 秋田市立小・中・高等学校プール水水質検査

(2) 履行場所 秋田市立小学校40校 中学校19校 高等学校1校

(3) 期 間 平成23年7月1日から同年9月30日まで

(4) 参加要件

ア 秋田市に本社、支店を有する者で、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者であること、又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第4号により都道府県知事の登録を受けた者であること。

イ 過去3年以内に水質検査において、秋田市内の法人や自

治体での受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

エ 租税に滞納がないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

### 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年6月27日(月) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号

秋田市山王21ビル4階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 落札日から平成23年6月30日(木)まで

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

エ 入札金額の記載方法は次のとおりとする。

(ア) 各検査項目ごとに検査回数1回当たりの単価を(イ)の欄に記載する。

(イ) 各検査項目の「(ア) 検査予定回数」に「(イ) 検査1回当たりの単価」を乗じて得た小計金額を(ウ)の欄に記載する。

(ウ) 各小計金額を合計して得た金額を、入札金額の欄に記載する。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

カ 最低制限価格は予定価格の10分の6とする。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

キ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

ク 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

### 3 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成23年6月16日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しもしくは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※ 申請日前3か月以内のもの
※ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書は写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年6月10日(金)から同月16日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号

秋田市山王21ビル3階

秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年6月17日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成23年6月10日(金)から同月24日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 問合せ先

秋田市教育委員会学事課学校保健担当

電話 018-866-2243

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う日本脳炎の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

Table with 2 columns: 接種医師名, 予防接種を行う主たる場所. Row 1: 中 込 恵美子, 中込内科循環器科クリニック 秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号

秋田市公告

平成23年7月10日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同令第22条第1項および第4項の規定により公告する。

平成23年6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成22年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

Table with 8 columns: 実施機関, 開示請求件数, 決定内容 (開示, 部分開示, 不開示, 不存在, 存否応答拒否), 取下げ. Rows include 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, etc.

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

訂正請求および利用停止請求件数 0件

3 不服申立ての処理状況

不服申立て件数 0件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成22年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

Table with 8 columns: 実施機関, 開示請求件数, 決定内容 (開示, 部分開示, 不開示, 不存在, 存否応答拒否), 取下げ. Rows include 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, etc.

監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	1	0	1	0	0	0	0
議 会	7	4	2	0	1	0	0
計	62	13	34	0	10	0	5

2 不服申立て処理状況  
 不服申立て件数 0件

秋田市公告

秋田市第四次収納支援システム構築業務の委託について、公募型プロポーザル・コンペティションを実施するので、次のとおり公告する。

平成23年6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称  
 秋田市第四次収納支援システム（以下「本件システム」という。）構築業務
- (2) 業務の内容  
 別紙「秋田市第四次収納支援システム要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）」（省略）のとおり
- (3) 業務の委託期間  
 ア 本件システム導入に係る業務  
 契約締結の日から平成23年11月30日まで  
 イ 本件システム稼働後の保守運用に係る業務  
 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで（5年間）
- (4) 業務の規模、費用  
 ア 業務規模  
 要求仕様書のとおり  
 イ 業務費用  
 48,360,000円（5年間の合計による想定価格）  
 上の金額は、現行システムの継続運用を算定根拠として平成23年度当初予算に計上した金額による。

2 受託者の選定

- (1) 選定方法  
 公募型プロポーザル・コンペティション方式による。
- (2) 受託者の形態  
 本件委託契約の受託者は、本件システムのパッケージ（ライセンス）提供、秋田市向けカスタマイズ作業、導入後の保守運用、導入機器の貸与および保守について、全てを単独で受託できる市内企業又は市内企業を含む複数の企業により受託できる企業団体（コンソーシアム）でなければならない。なお、企業団体を組織する場合は、委託契約および導入後の保守運用における代表企業を自ら選出することとする。
- (3) 受託者の選定要件  
 本件システムの導入に当たっては、既存のシステムからの円滑な移行、および徴収管理業務や滞納折衝業務の更なる効率化を図るため、以下の各号に掲げる要件を全て満たす参加者の中から受託者を選定するものとする。なお、参加者が企業団体の場合、アからオまでの要件については、代表企業を含むいずれかの参加企業が該当していれば要件を満たすものとする。

- ア 秋田市又は同程度の行政規模（人口30万人以上）の自治体において、市税徴収・滞納整理システムの納入実績がある又は使用に十分耐え得ることを客観的に証明できるシステムを有すること。
  - イ 業務の種類を問わず、秋田市又は同程度の行政規模の自治体に対して、過去5年間に新規又は継続してシステム導入の実績があること。
  - ウ 秋田市で運用している大型汎用コンピュータ・システム（ACOS4）と同系列のOSにより稼動する電算システムから、データの移行を行う環境が整っていること。
  - エ 日本電気株式会社で保有する外字（JIP S78）に対応していること。
  - オ 秋田市内に、閉庁日を含めて定常的かつ迅速なシステムの保守業務を行うことができる営業所（秋田市の許可を得て二次委託を行う場合は、その受託業者の同一条件を満たす営業所）を有すること。
  - カ 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）から、個人情報保護に関するプライバシーマークの認証を受けており、かつ秋田市個人情報保護条例（平成17年3月23日条例第11号）を順守することについて誓約できること。
  - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ク 国や秋田市を含む地方公共団体から、現に入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 参加の方法  
 別紙「秋田市第四次収納支援システム構築に係る公募型プロポーザル・コンペティション実施要項（以下「実施要項」という。）」（省略）のとおり
- (5) 受託者の選定基準  
 別紙「秋田市第四次収納支援システム構築業者選定基準書」（省略）に基づき、別に設置する「秋田市第四次収納支援システム構築業者選定委員会」の審査により選定する。
- 3 日程
- (1) 参加表明書の提出  
 本件公告公示の日から平成23年6月28日(火)午後5時まで
  - (2) 質問趣意書の提出  
 参加表明書を提出した日から平成23年6月30日(休)午後5時まで
  - (3) 概算見積書および内申書の提出  
 参加表明書を提出した日から平成23年7月1日(金)午後5時まで
  - (4) 辞退届の提出  
 参加表明書を提出した日から平成23年7月1日(金)午後5時まで
  - (5) プロポーザル・コンペティションの開催通知  
 平成23年7月5日(火)
  - (6) プロポーザル・コンペティションの開催  
 平成23年7月8日(金)午前10時（提案の順番等は別途調整）
  - (7) 採用結果の通知  
 平成23年7月15日(金)
- 4 手続等
- (1) 事務局の設置  
 本件に係る各種届出等の秋田市窓口として、次のとおり事務局を置く。  
 住 所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

所 属 秋田市企画財政部納税課（秋田市本庁舎 2階）  
電 話 018（866）2058  
F A X 018（866）2476  
e-mail ro-fntc@city.akita.akita.jp

(2) 届出の方法

参加表明書等の各種届出については、秋田市企画財政部納税課のホームページに掲載する文書の様式に基づき、郵送（この場合、各提出期限日必着とする。）、事務局への持参又はメールにより行うこととする。

5 その他

本件公告および各要項等に定めるものの他、プロポーザル・コンペティションに関する注意事項など詳細については、別途、秋田市から参加申込者に対して通知する。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成23年6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、下記のとおりである。

委託名	委託箇所	履行期間	入札参加要件
天然記念物等樹木整枝業務委託	秋田市川元小川町1-30外	着手日から平成23年9月30日まで	樹木医の資格を有する者を有していること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有し、造園業を営んでいる者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- エ 租税に滞納がないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成23年6月22日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ 樹木医の資格を有することを証する書類（写し可）
  - ウ 納税証明書（写し可）
    - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
    - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
    - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年6月15日(木)から同月22日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F 秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年7月1日(金) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F 秋田市教育委員会文化振興室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成23年7月6日(水)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年6月28日(木)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年6月15日(木)から同月30日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F 秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室  
電話 018-866-2246

秋田市公告

次のとおり秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペを実施するので公告する。

平成23年6月16日

秋田市長 穂 積 志

1 デザイン提案コンペに付する事項

- (1) 業務名  
秋田市大森山動物園のポスター3種類（同一デザイン、サイズ2種）、パンフレット1種類、機関誌「コミュニケーション」2種類（2回発行分）、PRチラシ1種類の制作等業務
- (2) 業務の概要等  
秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、「雪の動物園」および「平成24年の通常開園」を告知するポスター3種類、

平成24年用のパンフレット、機関誌「コミュニケーション」の平成23年度上期および下期発行分ならびに平成24年用のPRチラシを制作するものである。なお、ポスター3種については、発送業務も併せて行うものである。

- (3) 調達案件の特質等  
デザイン提案コンペ説明書による。
- (4) 納入場所  
秋田市商工部大森山動物園  
秋田市浜田字潟端154番地
- (5) 納入期限  
デザイン提案コンペ説明書による。
- 2 デザイン提案コンペに参加する者に必要な資格  
参加申込みをするに当たっては、次の要件を全て満たした者であること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
  - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - (4) 秋田市内に営業所等があり、デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、全てを責任を持って管理できること。
- 3 デザイン提案コンペ説明書等の配布
  - (1) 配布期間  
平成23年6月16日(木)から同月29日(木)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。
  - (2) 配布場所 秋田市商工部大森山動物園  
秋田市浜田字潟端154番地
  - (3) 配布書類  
ア デザイン提案コンペ説明書  
イ デザイン提案コンペ参加申込書(様式(省略))  
ウ 審査・評価の方針・基準  
エ 参考資料(過去の印刷物等)
- 4 デザイン提案コンペ参加申込みに関する事項  
デザイン提案コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。
  - (1) 提出書類  
ア デザイン提案コンペ参加申込書  
イ デザイン案  
    (ア) 「夜の動物園」告知用ポスターデザイン 1部  
    (イ) 平成24年度用パンフレット 2部  
ウ 見積書
  - (2) 受付期限 平成23年6月30日(木) 午後4時30分
  - (3) 提出場所 秋田市商工部大森山動物園  
秋田市浜田字潟端154番地
  - (4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。
  - (5) 提案書等の全ての書類がそろっていない場合は、無効とする。
- 5 最優秀提案者の決定方法  
提案内容および見積内容を一式として、配布書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき、公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。

- (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。
- (3) その他詳細は、提案コンペ説明書による。

7 問い合わせ先  
秋田市浜田字潟端154番地  
秋田市商工部大森山動物園  
電話 018-828-5508(直通)

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり位置の指定をしたので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成23年6月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市牛島東六丁目5番3号  
松橋 摂子  
秋田市土崎港東一丁目1番17号  
石塚 雅章
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市將軍野東三丁目14番365
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.97メートル
- 5 指定年月日および番号  
平成23年6月20日 第2号

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行う平成23年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成23年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類  
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲  
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数  
三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	7月5日 7月14日 7月15日
	7月20日 7月21日 7月28日
	7月29日
アルヴェ4階	7月26日
北部市民サービスセンター	7月8日 7月12日
西部市民サービスセンター	7月6日 7月22日
御野場地域センター	7月1日 7月13日
河辺総合福祉交流センター	7月27日

雄和市民サービスセンター	7月7日
秋田赤十字乳児院	7月19日

※ ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

#### 5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められている者
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他医師が不適当な状態と判断した者

#### 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で2日以内に発熱の見られた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 7 予防接種料金

無料

#### 秋田市公告

次のとおり秋田市立雄和中学校増改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年6月21日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 学校 第15号
- (3) 工 事 名 秋田市立雄和中学校増改築電気設備工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市雄和石田字蟹沢40番地
- (5) 工 事 概 要 校舎棟・体育館棟電気設備工事、受変電設備工事、幹線設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、照明器具設備工事、時刻表示設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、監視カメラ設備工事、電話設備工事、情報設備工事、自動火災報知設備工事、雷保護設備工事、警備用配管設備工事、融雪設備工事
- (6) 工 事 期 限 平成24年7月9日(月)
- (7) 予 定 価 格 142,370,000円（消費税別）

(8) 開札予定期日 平成23年7月13日(水)

(9) 契約予定期日 平成23年7月19日(水)

- (10) 注 意 事 項
- ア この入札は電子入札により執行する。
  - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
  - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

##### (1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

##### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

###### 代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。
- イ 電気工事業における特定建設業の許可を有すること。
- ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

###### 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。
- イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

#### 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年6月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（電気工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3（省略））。

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4（省略））。

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年6月21日(火)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月5日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mail アドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年7月5日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年7月14日(休)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）  
電 話 018-863-2581  
F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年6月21日(火)から同年7月6日(休)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 34,500円（設計書1,500円、図面33,000円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年7月6日(休)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成23年6月21日(火)から同年7月12日(休)午後3

時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市総務部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・5・36号 外旭川新川線

3・4・11号 新屋土崎線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成22年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 平成22年度末現在会員数

678市

2 建物総合損害共済

受託市数

657市

共済責任額

62,707,601,110,000円

分担金収入

6,158,067,261円

支払共済金

2,822,959,903円

3 自動車損害共済

受託市数

655市

分担金収入

3,198,223,067円

支払共済金

2,159,908,298円

4 正味財産の増減

増加

実質収納分担金等

9,369,692,404円

受取利息等

582,864,059円

会館収益金

3,165,076,539円

その他

4,000,000円

計

13,121,633,002円

減少

災害共済金等

5,450,965,517円

会館運営費	2,653,233,036円
管理費	1,315,171,248円
減価償却費および繰入額等	3,779,314,103円
計	13,198,683,904円
当期一般正味財産増減額	△77,050,902円
5 平成22年度末現在の共済基金	
共済基金の前年度繰越額	65,806,570,489円
平成22年度積立額	△77,050,902円
平成22年度末現在共済基金	65,729,519,587円

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年2月18日付け秋田市指令第227号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市泉中央二丁目8番9号  
株式会社リングス秋田 代表取締役 千 田 芳 幸
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市新屋割山町46番7の内、46番59、46番60、58番6の内、

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

業 務 名	履 行 場 所
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（小学校【1】）	日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下 浜小学校、大住小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（小学校【2】）	明德小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、川尻小学校、泉小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（小学校【3】）	旭川小学校、広面小学校、太平小学校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、 桜小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（小学校【4】）	港北小学校、外旭川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足 西小学校、八橋小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（小学校【5】）	河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小 学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（中学校【1】）	外旭川中学校、泉中学校、将軍野中学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（中学校【2】）	秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、御野場中学校、雄和中 学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検（中学校【3】）	秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校、城南中学校、岩見 三内中学校

- (2) 履行期間 契約日から平成23年10月11日(木)まで
- (3) 入札参加要件
  - ア 秋田市内に本社を有していること。
  - イ 石油ストーブの分解整備および点検業務の実績があること。
  - ウ 消防庁の外郭団体である(財)日本石油燃焼機器保守協会が認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍していること。
  - エ 租税に滞納がないこと。

58番10、58番21、58番22、58番24、58番28、58番29、58番30および58番34

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年6月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成23年6月28日から同年7月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市公告**

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年6月28日

秋田市長 穂 積 志

- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年7月14日(木) 午前9時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成23年7月20日(木)まで



## (5) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

## 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年7月4日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 石油ストーブ分解整備および点検業務実績調書（様式3（省略））
- エ 納税証明書
- (ア) 消費税および地方消費税（税務署で、『未納税額のない証明用（その3）』の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、平成22年度個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた平成22年度固定資産税
- ※ 申請日前3か月以内のもの
- ※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの
- ※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可
- ※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書
- オ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ※ 申請日前3か月以内のもの
- ※ 個人営業の者は、住民票
- カ 「石油機器技術管理士資格者証」の写し

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカまでの申込書等は、各1部でよいものとする。

## (3) 申込書等の受付

- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年6月28日(火)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月7日(木)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年6月28日(火)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当  
電話 018-826-9023

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年6月30日

秋田市長 穂 積 志  
(以下略)

## 上下水道局公告

## 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平  
賦課対象区域

飯島飯田一丁目、飯島字薬師田、（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年6月3日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第42号	仁井田・豊岩浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	契約日から 平成24年 3月31日まで
単価 第43号	仁井田・豊岩浄水場 水道用水酸化ナトリウム購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	
単価 第44号	雄和浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	
単価 第45号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場	

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 6月21日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局 別館2階 会議室 (庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 6月23日(木)
- 入札金額 入札書には、1kg当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 6月14日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という(様式1))を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 6月 3日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙・入札書・委任状等は上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 6月 3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。  
平成23年 6月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

単価番号	業 務 名	納 品 場 所	納 入 期 限	入札参加要件
第46号	水道メーター再生修理業務委託 (表面加工処理口径13mm～40mm)	秋田市 上下水道局資材倉庫	平成24年3月31日	3に記載

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年6月28日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年6月30日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 入札書に記載する金額は、口径13mmのメーター再生修理業務一個あたりの金額とし、単価を決定します(口径20mm、25mmおよび40mmのメーター再生修理業務については、13mmのメーター再生修理業務単価を1とし、各口径毎の指数を乗じたものを各契約単価とします。なお、13mm以外の契約単価は10円未満を切り捨てとします。)

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、水道メーター再生修理業務の実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

## 4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月21日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(総務部契約課)の者

イ 入札参加申込書(様式1(省略))

ウ 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

エ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者

オ 入札参加申込書(様式1(省略))

カ 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

キ 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)

ク 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写しまたは口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年6月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年6月10日(金)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は上下水道局ホームページにも掲載

## 6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年6月24日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

## 7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第82号 手形山送水管継手部掘削委託	横森二丁目、牛 島東七丁目地内	平成23年9月9日	一般土木工事C2級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事C2級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から一般土木工事C2級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年7月5日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年7月7日(木)
- 注 意 事 項
  - (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
  - (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月28日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1）
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2）および資格者証の写し
- (2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者と一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。
- (3) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成23年6月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申込書、入札書、委任状等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月1日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成23年6月17日(金)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成23年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第83号	浄水場・配水場樹木剪定・冬囲い業務委託	仁井田字新中島221番地の 2 外3箇所	契約日から 平成24年3月27日	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年7月5日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年7月7日(木)

注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

(2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月28日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）

を提出すること。

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者と一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。

(3) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年6月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月1日(金)に通知する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年6月17日(金)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成23年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限	入 札 参 加 要 件
第7号	新品メーター購入 (13mm～150mm)	秋田市上下水道局資材倉庫	平成23年10月11日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年7月5日(火) 午後1時30分  
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。  
 契約予定日 平成23年7月7日(木)  
 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月28日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)の者
    - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
    - (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し
  - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
    - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
    - (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し
    - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
    - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成23年6月17日(金)から同年28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年6月17日(金)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年7月1日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
 平成23年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第8号	仮設給水 栓購入	秋田市上下水道局(秋田市川尻みよし町14番8号)	平成23年 9月30日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で

- ないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成23年7月5日(火) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年7月7日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月28日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年6月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月1日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年6月17日(金)から同年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平  
賦課対象区域

飯島鼠田三丁目、新屋前野町、河辺和田字式田、河辺和田字坂本北、河辺戸島字大古川、外旭川字梶ノ目(別添図面(省略)に表示された施工箇所を面した土地または排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地)

